

磐田市在宅医療介護連携推進協議会名簿（平成30年度）（敬称略）

	所属		氏名
委員	磐田市医師会	北原医院	北原 大文
		みつけ内科クリニック	牧野 章
	磐周歯科医師会	あつみ歯科	渥美 哲昭
	磐田薬剤師会	磐田センター薬局	小湊 順子
	療養型医療施設	豊田えいせい病院	姫野 一成
	訪問看護ステーション	訪問看護ステーションいわた	長瀬 由美
	地域包括支援センター	磐田市中心部地域包括支援センター	横山 千穂子
	ケアマネ連絡会	い〜なケアプランセンター	小関 友美
	訪問介護事業所	セントケア富士見	山田 由紀子
	学識経験者	浜松医科大学医学部医学科	山岡 泰治
	市民団体	地域医療いわた	三輪 邦子
	磐田市立総合病院	磐田市立総合病院副院長	田ノ井 千春
	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 梅香の里	白木 孝典
	介護老人保健施設	介護老人保健施設 さくらの苑	福澤 美樹
	小規模多機能/GH	小規模多機能ホーム むくもりの家	河野 一弥

磐田市告示第262号

平成30年5月25日

磐田市在宅医療介護連携推進協議会要綱

(設置)

第1条 磐田市は、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域をつくることを目的に、在宅医療及び介護に携わる関係者が円滑な連携を図るために必要な事項を協議するため、磐田市在宅医療介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療及び介護の連携に係る現状把握、課題抽出及び解決策に関すること。
- (2) 在宅医療及び介護サービスの提供体制に関すること。
- (3) 在宅医療及び介護関係者並びに市民への意識啓発に関すること。
- (4) その他市長が在宅医療及び介護の連携の推進について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体の者
- (2) 介護関係団体の者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条各号に規定する所掌事務について、必要な調査、検討及び資料の作成等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(告示施行後最初に行われる協議会の会議の招集)

2 この告示の施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

磐田市在宅医療介護連携推進協議会
医療・介護連携に係る課題抽出及び解決策検討部会設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市在宅医療介護連携推進協会要綱（平成27年3月26日 磐田市告示第33号。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、磐田市在宅介護連携推進協議会 医療・介護連携に係る課題抽出及び解決策検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 在宅医療と救急医療及び介護の連携に係る課題の抽出と解決策に関すること。

(組織)

第3条 部会に部会長を置き、要綱第4条に規定する会長が指名する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから、部会長が指名する。

- (1) 医療関係の団体の者
- (2) 介護関係の団体の者
- (3) 救急関係の団体の者
- (4) 学識を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会での、円滑な議論を図るため、必要があるときは、世話人会で事前調整を行う。

3 部会長は、部会において検討された事項を、協議会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から施行する。

磐田市在宅医療介護連携相談窓口 平成 29 年度実績

磐田市窓口の目的

平成 28 年 4 月から、磐田市役所健康福祉部内に相談窓口を設置し、在宅医療・介護等を担う専門職が、日ごろの業務でどのようなことで困っているのか、どのような問題を抱えているのかを把握し、磐田市として、在宅医療・介護連携の体制づくりなどの施策につなげることを目的とする。

対象者

医療・介護関係者

設置場所

磐田市健康福祉部健康増進課

件数

H29 年度 20 件

相談者内訳（延件数）

訪問看護師	7 件
地域包括支援センター職員	6 件
病院看護師	3 件
ケアマネジャー	3 件
開業医	1 件
計	20 件

相談内容

対応に関する事	9 件
連携に関する事	8 件
その他	3 件

※詳細別紙

磐田市在宅医療介護連携支援相談窓口 相談内容(平成29年度)

No.	内容	相談者職種	対応
1	ケアマネとの看護サマリーのやりとりについて、取決めをしたい。	病院看護師	介護保険室に情報提供
2	対応しているケースのことについて、包括としての対応がこれでよかったのかどうか相談したい。	包括職員	話を聞き、アドバイス
3	糖尿病あり医院に通院していたが、1年以上通院しておらず中断。弱ってきているため、通院が大変で近くの医院に受診したいが、どこかあるか。	包括職員	糖尿病専門医をお知らせ
4	磐田市立総合病院退院支援の看護師から依頼されたケースについて、高齢者福祉サービスを病院で紹介され包括に来所したが、対象のものはなかった。	包括職員	高齢福祉G担当とパンフレットや対応について確認。
5	訪問看護師の対応について	病院看護師	話を聞く。訪問看護師に確認。
6	磐田市立総合病院から退院したケースの転院先の調整の際の説明について。	包括職員	話を聞く。
7	ケースの治療に関する主治医の方針と家族の経済状態について	ケアマネジャー	病院外来担当と話をするように助言
8	ケアマネの仕事の範囲について	ケアマネジャー	助言
9	回復期病院からの相談ケースについて(相談員の理解不足)	包括職員	話を聞く。
10	クリニックとの連携について	訪問看護師	話を聞く。
11	磐田市立総合病院の看護師について	訪問看護師	話を聞き、病院に報告
12	磐田市立総合病院の入退院支援について	訪問看護師	話を聞き、病院に報告
13	磐田市立総合病院の医師と入退院管理室看護師の対応について	訪問看護師	話を聞き、病院に報告
14	磐田市立総合病院の看護師の対応について	有料老人ホームケアマネ	話を聞き、病院に報告
15	磐田市立総合病院の看護師の訪問について	訪問看護師	話を聞き、病院に報告
16	ケアマネジャーとの連携について	訪問看護師	介護保険室に情報提供
17	磐田市立総合病院の入退院管理室看護師の対応について	訪問看護師	話を聞き、病院に報告
18	脳脊髄液減少症患者の交流会のようなものはないか	包括職員	話を聞く。
19	本人、身寄りがなく内縁の妻しかいない。介護保険料の滞納額は教えてもらえないと思うが…	回復期相談員	介護保険室につなぐ
20	在宅医療に興味を持っている。話を聞きたい。	開業医	訪問し、状況説明。

「シズケア＊かけはし」の補助金

目的

市内の医療・介護サービス事業所等にシステムの登録を推進することで、医療・介護資源の把握をし、事業所間の連携が図られ、市民への的確な支援につなげるため

- ・ 「シズケア＊かけはし」の利用料に補助
- ・ 利用料の2分の1以内で上限6千円
- ・ 1事業所に対し、1年度につき1回

1

磐田市在宅医療・介護連携推進事業 平成30年度 計画①

◆在宅医療・救急医療・介護の連携に係る 課題抽出のための検討部会の設置

※目的

磐田市の在宅医療・救急医療および介護の連携に係る課題の抽出および解決策の検討

平成30年度は課題の抽出を主にしていきます

2

磐田市在宅医療・介護連携推進事業 平成30年度 計画②

◆多職種グループワーク研修

テーマ：救急医療についての課題抽出

① 平成30年 7月26日（木） 19:00～ iプラザ

② 平成30年11月29日（木） 19:00～ iプラザ

◆磐田市の医療・介護専門職の事例検討会

① 7月12日（木） ② 10月 ③ 1月 15:00～

◆事業所間交流研修

研修期間：平成30年8月1日～平成30年11月30日

今年は、新たに消防署も研修に参加！！

3

磐田市在宅医療・介護連携推進事業 平成30年度 計画③

◆交流センターでの講座

7月 5日（木） 9:30 井通 講師：姫野一成医師

7月26日（木） 14:00 南 講師：北原大文医師
鈴木昌八医師

10月5日（金） 9:30 向笠 講師：福本和彦医師

11月10日（土） 13:30 長野 講師：鈴木恒夫医師

◆地域包括ケアシステムを考えるシンポジウム

日時：平成31年2月16日（土） 13:30開始予定

場所：磐田市民文化会館

講師：金子稚子氏

（終活ジャーナリスト/ライターミル・ネットワーク代表）

4

「シズケア*かけはし」の 補助があるって知ってる？

「シズケア*かけはし」に登録すると市から補助金ができます！

静岡県在宅・介護連携情報システム「シズケア*かけはし」は、医療や介護事業所の情報などが取得でき、多職種同士が連携することで、質の高いチームケアにつなげることができます。

どんな補助なの？

- ①「シズケア*かけはし」の登録料に補助します
- ②補助金は、登録に要した費用の2分の1以内で上限6千円です
- ③1事業所に対し、1年度につき1回補助します

どうすれば補助金がもらえるの？

- ①交付申請書等を市の健康増進課又は市ホームページから取得します
- ②健康増進課に交付申請書等を提出します



お問い合わせ 磐田市健康増進課：0538-37-2011

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

本市の高齢者が、心豊かに生きがいを持って、自立した生活を送るためには、市民一人ひとりが高齢期を迎える以前から、より一層「自分の健康は自分で守る」という気概を持った生活を送る必要があります。

このような市民の自助努力を支援していくためには、市民、事業者、地域社会、行政などが一体となってそれぞれの役割に応じて、また相互に補完しあうことが大切です。

本計画では、「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり」を基本理念とし、明るく元気なまちづくりのため、地域住民がお互いに支え合い、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指すこと、また、住民自らが運動、食生活、社会参加に着目した健康づくりに努め、**しあわせな最期（健康長寿）**を迎えられる「**健幸ないわた**」を目指します。

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～ 健幸ないわた・健康長寿の実現 ～

健幸とは・・・

「健康は幸せの源であり、生涯を通じて健康かつ生きがいを持ち豊かで幸せな生活を営んでいる状態」という考え方（概念）による造語です。「健幸」には、住民自らが健康で自立した生活を送ることができるように努めることが大切です。

健康長寿とは・・・

健康で長生きできる要素として、「運動」、「食生活」、「社会参加」に着目した健康づくりを静岡県が進めています。この3要素による良い生活習慣のある方は、より長寿であることがわかっています。

(2) 計画の基本目標

前計画期間に実施された地域ケア会議等から、「地域での見守りネットワークの構築」「医療・介護連携」「居場所の確保」「介護予防」などの地域課題が導きだされました。これらの課題と、本市の高齢社会の将来像を踏まえて、以下の基本目標とします。

1 生きがいづくりと介護予防の充実

生きがいを持ち、お達者で生涯現役を貫くために、高齢者が様々な分野で多世代とともに活躍できるよう、健康づくり施策を進めるとともに、住民主体の介護予防活動を支援します。

2 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

要介護（要支援）状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活し、しあわせな最期を迎えるため、医療と介護の連携、医療や介護サービス・看取りなど終末期医療に関する知識の普及啓発を推進します。

地域包括支援センターの個別相談支援や地域ケア会議を通して、さまざまな関係機関や地域づくり協議会をはじめとする地域団体などと連携することで包括的・継続的なケア体制の構築を進めます。また、生活支援コーディネーターを中心に生活支援の担い手養成、地域資源の開発などを進め、住み慣れた地域で暮らすための支援の充実を目指します。

3 認知症施策の推進

本市の認知症高齢者数は毎年増加しており、2025年では約5,800人に達することが見込まれています。

認知症やその重症化を予防するとともに、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるための取り組みを進めます。

4 高齢者支援サービスの充実

高齢者がいつまでも住み慣れた地域や自宅で自立した生活が送れるように、在宅生活を支えるサービスの提供を進めます。

また、支援や介護を必要とする人が、各種高齢者支援サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度や介護保険サービス、福祉サービスの内容について周知を進めます。

2 計画の重点的な取り組み

今後の高齢者人口の増加、高齢者を取り巻く状況や国の方針などを踏まえ、基本理念・基本目標を実現するため、下記の4点について重点的に取り組みます。

重点施策	方向性	具体的な内容（主な事業）
介護予防の推進 健康づくりの推進	自らの健康管理に対する意識を高めるとともに、生活習慣病などの疾病予防や悪化防止を図りながら、加齢に伴う体力・生活機能の低下を防ぐための介護予防を推進し、「健康寿命」の延伸を目指します。	○介護予防・生活支援サービス事業 ○一般介護予防事業 ○健康づくり支援事業
地域における 支え合い活動の推進	地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる“我が事・丸ごと”の地域づくりを推進します。	○地域包括支援センターの機能強化 ○見守り活動の推進 ○生活支援サービスの体制整備（地域活動支援） ○高齢者安全安心事業
認知症の予防と重症化 予防・普及啓発 認知症の人とその家族 への支援	認知症に関する普及啓発をすることで、医療や介護などの専門的な支援につなげ、認知症の予防および早期発見、早期対応による重症化予防につなげていきます。また、認知症の人とその家族への支援を進めることで、認知症になっても安心して自分らしく地域で暮らせる体制づくりを推進します。	○認知症への理解を深めるための普及啓発の推進 ○認知症の進行段階に合わせた医療・介護の提供 ○認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
在宅医療と介護の連携	医療と介護の連携による総合的・継続的なケアの体制を確立し、入院から在宅生活への移行を円滑にできる体制づくりと、在宅生活を支えるためのサービス提供体制の確保に努めます。	○切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○地域住民への普及啓発

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

(1) 在宅医療と介護の連携

① 在宅医療と介護の連携

○ 地域の医療・介護の資源の把握

地域における医療と介護サービスの実情を把握し、医療や介護関係施設を一覧できるマップを作成、公表しています。必要に応じ、情報更新していきます。

○ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療と介護の垣根を越えて、地域の課題を共有し、対応を協議する「磐田市在宅医療介護連携推進協議会」を開催し、サービス提供体制の検討と構築を推進します。

○ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築と推進

「看護小規模多機能型居宅介護サービス」などの新たなサービス創設や看護師に対する支援等を検討し、在宅医療と介護の連携を検討・協議し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

○ 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域医療連携パスの活用やICT導入・運用の推進など、在宅医療・介護サービスなどの情報の共有を進めます。

○ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターなどから相談を受ける窓口を設置しています。窓口を通じて、医療関係者と介護関係者の連携の円滑化を推進します。

○ 医療・介護関係者の研修

多職種による研修などを開催し、専門職としての資質の向上を図るとともに、質の高いチームケアを提供できる体制づくりを推進します。

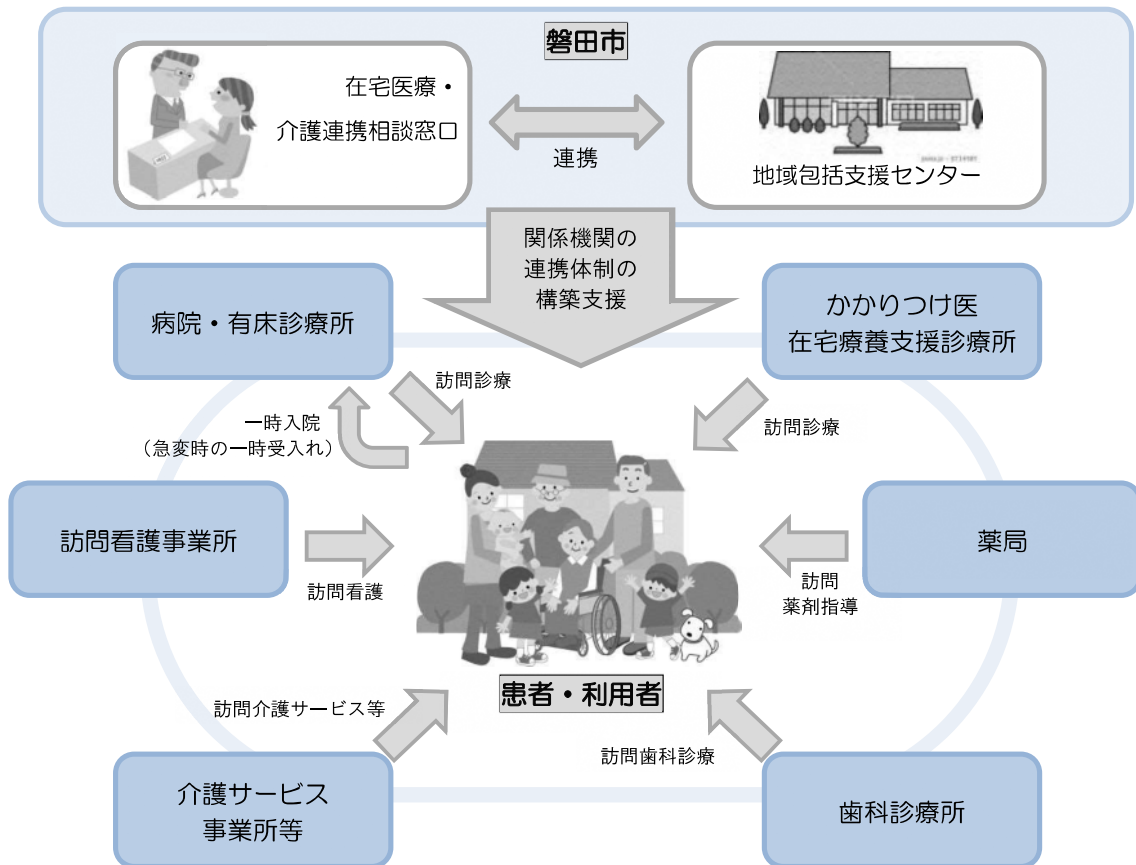
○ 地域住民への普及啓発

医療・介護関係者や市民活動団体などと協働して、自分らしい生き方や最期の迎え方を普段から考え、準備する意識の醸成を進めます。また、看取りの知識等についても本人や家族に対して、交流センター等の市民に身近な場での普及啓発に取り組みます。

○ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

県や関係市町との連携を強化し、広域での課題解決を進めます。

【在宅医療・介護連携の推進】



【評価指標】

	実績		見込	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築と推進						
静岡県在宅医療・介護連携情報システム登録施設数 (ヶ所)	—	43	90	120	150	180
患者・利用者情報共有システム・患者基本情報登録・更新数計 (人) (静岡県在宅医療・介護連携情報システム内)	—	—	340	360	380	400
地域住民への普及啓発						
地域包括ケアを考えるシンポジウム等参加者数 (人)	900	950	950	1,000	1,000	1,000
交流センター等で実施する在宅医療や看取りなどをテーマとした講座等への参加者数 (人)	—	—	—	200	250	300

略語・言い換え一覧(行政職員編)

作成：健康福祉部広報戦略プロジェクト

	業務用語の略語等		業務用語の名称	業務用語の内容
		読み仮名		
あ お	赤訪	あかほう	赤ちゃん訪問	主に生後2か月頃までに、赤ちゃんやお母さんの状況を確認・支援を行う
	あはき	あはき	あん摩・鍼灸	
	いき百	いきひやく	いきいき百歳体操	健康づくりのために、老若男女問わず行える筋力アップ体操
	Dr.	いし	医師	他にもPT(理学療法士)OT(作業療法士)等がある
	一相	いちそう	一般健康相談	iプラザで栄養士が予約で行う一般的な相談
	16・1.6歳	いちろく	1歳6ヶ月児健診	幼児の健康診断(会場はiプラザ・豊岡)
	磐田HP	いわたびよういん	磐田市立総合病院	
	運協	うんきょう	国民健康保険事業の運営に関する協議会	
	A1c	えーわんしー	ヘモグロビンエーワンシー(HbA1c)	糖尿病の指標(血液検査項目)*磐田市は糖尿病多い
	ST	えすていー	言語聴覚士	
	MSW	えむえすだぶりゅー	メディカルソーシャルワーカー	
	LDL等(検査項目)	えるでいーえる	悪玉コレステロール	健康診断(特定健診)の血液検査項目 他にもHDL(善玉コレステロール)、GOT(肝臓の酵素)などがある
	OT	おーていー	作業療法士	
	お出相	おでそう	おでかけ相談	子育て支援センターなどに専門職(栄養士、歯科衛生士、心理士等)が相談業務で巡回すること
	家裁	かさい	家庭裁判所	成年後見の申立をする場所。調停、裁判も行う。
	過新分	かしんぶん	過年度新規分	遡及して国保の被保険者となった者などの過年度分の国保税
	かみ百	かみひやく	かみかみ百歳体操	
	仮徴	かりちょう	仮徴収	特別徴収(年金引き)の内の4月・6月・8月の徴収。保険税の決定前に仮に税額を設定すること。
	Ns.	かんごし	看護師	他にもPT(理学療法士)OT(作業療法士)等がある
	看多機	かんたき	看護小規模多機能型居宅介護	利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けることができる
	擬主	ぎしゅ(ぎぬし)	擬制世帯主	世帯内に国保の被保険者がいる国保の被保険者でない世帯主
	キッチン	きっちん	磐田食育キッチン	市民の食育活動を進めるため、保育園等で食育ボランティアとして活動している団体
	旧被扶	きゅうひふ	旧被扶養者	職場の健康保険などから後期高齢者医療制度へ移行する人の被扶養者であった65歳以上の者
	給報	きゅうほう	給与支払報告書	前年1月1日から12月31日までの間、給与を支給した事業所が支給した者の1月1日に居住する市町村に提出しなければならない書類
	居宅	きょたく	居宅介護支援事業所	ケアマネジャーを配置しているサービス事業所

か こ	業務用語の略語等		業務用語の名称	業務用語の内容
		読み仮名		
	居宅の届出	きよたくのとどけで	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書	居宅サービス計画の作成を依頼する事業所の届出書
	ケアマネ・CM	けあまね	ケアマネジャー(介護支援専門員)	介護サービスの相談窓口となってくれる介護の専門家
	減額認定証	げんがくにんていしょう	限度額適用・標準負担額減額認定証	医療機関の窓口で支払う一部負担金や入院時食事代等の一部(高額療養費相当額)を、受診した医療機関が保険者に直接請求する(高額療養費の現物給付化)非課税世帯
	健推協	けんすいきょう	健康づくり推進協議会	市民の健康づくりの推進に関する事項を調査審議する
	限度額認定証	げんどがくにんていしょう	限度額適用認定証	医療機関の窓口で支払う一部負担金の一部(高額療養費相当額)を、受診した医療機関が保険者に直接請求する(高額療養費の現物給付化)現役並み所得者
	高額	こうがく	高額療養費	医療費の自己負担が一定額を超えた場合、保険から払い戻して支給される超過分
	高額介護	こうがくかいご	高額医療・高額介護合算制度	介護保険受給者がいる高額医療対象世帯に対する保険給付
	後期	こうき	後期高齢者医療健診	75歳以上の方を対象に、生活習慣病の早期発見・介護予防のため行う
	口振	こうふり	口座振替	口座登録をして保険料等の振替を行うこと。
	国保	こくほ	国民健康保険	
	国保税	こくほぜい	国民健康保険税	国民健康保険を行う市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に対し課する税金
	国保連	こくほれん	国民健康保険団体連合会	
	個別	こべつ	個別健診(開業医)	市で行っている特定健康診査の受診方法の内の1つ。市内協力医療機関で行う健診
	サ高住	さこうじゅ	サービス付高齢者向け住宅	高齢者向けバリアフリー構造の住宅で、食事、介護、健康管理などサービスを提供する。
	DH	しかえいせいし	歯科衛生士	
	資格	しかく	被保険者資格証明書	
	市申	ししん	市民税申告	市民税の申告
	執停	しつてい	滞納処分の停止(執行停止)	保険料の滞納処分の停止
	者	しゃ	障害者	障害がある18歳以上の者であって都道府県知事から障害者手帳の交付を受けたもの。
	社協	しゃきょう	磐田市社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図る目的で設置された社会福祉法人
	社福	しゃふく	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	
	社福士	しゃふくし	社会福祉士	国家資格。専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応ずる。
	社保加	しゃほか	社会保険加入	
	社保離	しゃほり	社会保険離脱	職場の健康保険をやめ国保に加入すること。
	就A	しゅうえー	就労継続支援A型	(雇用型)通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練。
	住基	じゅうき	住民基本台帳	市町村が、住民全体の住民票を世帯ごとに編成して作成した台帳
	重心	じゅうしん	重度障害者(児)医療費助成金	医療費の一部負担金を県と市で助成する制度

	業務用語の略語等		業務用語の名称	業務用語の内容
		読み仮名		
さ そ	重心	じゅうしん	重度心身障害者(児)	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子ども。
	柔整師	じゅうせいし	じゅうどうせいふくし	
	柔整療養費	じゅうせいりょうようひ	柔道整復師の施術の療養費	
	集団	しゅうだん	集団バス健診	市で行っている特定健康診査の受診方法の内の1つ。バスにて特定健診・がん健診を行う
	住特	じゅうとく	住所地特例	高齢者や障害者が住所地以外の市区町村(都道府県)にある介護保険施設等に入る場合、それまで住んでいた市区町村が引き続き保険者として費用を負担するという社会保険制度の特例措置
	就B	しゅうびー	就労継続支援B型	(非雇用型)通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練。
	主マネ	しゅにんけあまねじゃー	主任介護支援専門員	
	障児	しょうじ	障害児福祉手当	満20未満の障害を有する方に対し手当を支給。
	小多機	しょうたき	小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けることができる
	ショート	しょーと	短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができる
	ショート	しょーと	短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護。機能訓練を受けることができる
	食推	しょくすい	磐田市健康づくり食生活推進協議会	H27に「いわた食育キッチン」へ名称変更。市民の健康づくりの推進を図るボランティア団体
	すく7	すくなな	すくすく7ヶ月	7ヶ月児の離乳食や歯のお話 4会場で実施
	済通	ずみつう	納入済通知書	保険料の納入済通知書(領収書とセット)
	精神手帳	せいしんてちょう	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある方が自立し、社会参加を行えるよう交付される手帳。
	生保	せいほ	生活保護	
	セラピスト	せらぴすと	PT・OT・STなどリハビリ専門職	
	相代	そうだい	相続人代表者	相続手続きを代表して行う人
た と	滞繰	たいくり	滞納繰越	税金が定められた期限までに納められずに翌年度以降に繰り越されること
	短期	たんき	短期被保険者証	有効期限が6ヶ月(通常1年)の保険証
	地域密着	ちいきみっちゃく	地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設。食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで行われる。
	地区社協	ちくしゃきょう	地区社会福祉協議会	
	地区巡	ちくじゅん	地区の巡回バス検診	市で行っているがん検診の受診方法の内の1つ。地区にバスが出向き肺・大腸検診を行う
	調交	ちょうこう	調整交付金	国(県)からの補助金
	通りハ	つうりは	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練を受けることができる
	特児	とくじ	特別児童扶養手当	満20未満の障害を有する方(同程度)の介護者(親)に対し手当を支給。
	特障	とくしょう	特別障害者手当	満20歳以上の障害を有する方(同程度)に対し手当を支給。

	業務用語の略語等		業務用語の名称	業務用語の内容
		読み仮名		
	特徴	とくちょう	特別徴収	保険料の特別徴収(年金天引き)/保険料や税の徴収方法。特別徴収(年金天引き。市民税の場合は給与天引きの場合もある。)
	特定	とくてい	特定健康診査	40歳～74歳のすべての被保険者、被扶養者を対象に行われる。メタボ健診ともいう
	特養	とくよう	特別養護老人ホーム	つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられる。
	ドック	どっく	国保一日人間ドック助成事業	国民健康保険に加入しており、契約医療機関にて人間ドックを行う
な の	日具	にちぐ	日常生活用具	障害児者に対し用具を給付する制度。
	任継	にんけい	任意継続	被用者保険を2年間継続できる制度
	納通	のうつう	納税通知書	年間国税額のお知らせ通知
は ほ	歯	は	歯と歯肉の健診	年度末40.50.6070歳が対象。むし歯、歯周病等の検査を無料で実施
	PT	ぴーていー	理学療法士	
	BP	びーぴー	ベビープログラム(親子の絆づくり)	初めての赤ちゃんを育てている母親のための仲間・絆・学びのプログラム。
	非自発	ひじはつ	非自発的失業	会社の倒産など非自発的な理由により離職を余儀なくされた者
	被保証	ひほしょう	介護保険被保険者証	介護保険のサービス利用時に必要な証。
	被保番	ひほばん	被保険者証番号	被保険者証に付番された番号
	普徴	ふちょう	普通徴収	保険料の普通徴収(納付書、口座振替)/保険料や税の徴収方法。普通徴収(納付書、口座振替払い。)
	普徴	ふちょう	普通徴収	納付書や口座振替により国保税を徴収する方法
	包括	ほうかつ	磐田市地域包括支援センター	高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点。高齢者等の総合相談窓口。市内に7箇所設置
	訪看	ほうかん	訪問看護	看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供。自立への援助や療養生活を支援
	訪リハ	ほうりは	訪問リハビリテーション	リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けることができる
	PHN	ほけんし	保健師	市民の健康づくりを推進する役割
ま も	まち保・まちほ	まちほ	まちの保健室	交流センターを中心に多世代が集い、健康への関心を高める場
	マル退	まるたい	退職被保険者	
	マル長	まるちょう	特定疾病療養受領証	厚生労働大臣が指定した特定の長期高額疾病の治療を受ける場合に自己負担を軽減する事ができる受領証。
	民児協	みんじきょう	磐田市民生委員児童委員協議会	
ら る	ライサポ	らいさぽ	ライフサポート事業	社会福祉法人がその使命を果たすべく、自らが立ち上がり、要支援者に対する総合的な生活相談支援を行なう。
	ライサポ	らいさぽ	ライフサポート事業	障害者やその家族に対し必要に応じた生活支援サービスを提供する事業
	リハ	りは	リハビリ	
	老健	ろうけん	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設。医学的な管理のもと、介護や看護、リハビリが受けられる。